

■平成 28 年分所得税等の確定申告・平成 29 年度市県民税申告の相談日程など

今年度からマイナンバーカードなど本人確認書類が必要となりますので、お忘れのないようにご持参ください。また、昨年 2 月上旬に市役所多目的ホールで行っていた事前相談は、今年度から実施しません。

区分	受付期間	受付時間	場所・問合せ	備考
市職員による申告相談	2月16日(木)～ 3月15日(水)の平日	9:00～16:00 ※3月1日(水)、 8日(水)は受付時間を19時まで延長します。	加西市民会館コミュニティセンター 3階小ホール ☎43-2290	対象者 ／①給与所得者と公的年金等受給者 ②上記①以外の所得が300万円未満の白色申告者(事業所得等の収入が約1,000万円未満の方) ※左記日程で、税務署職員が相談に加わります(9:30～16:00)
税理士による無料申告相談	2月23日(木) 24日(金) 27日(月)	9:30～12:00 13:00～16:00	加西商工会議所3階大会議室※問合せ先は下記社税務署	所得税等(譲渡所得を除く)と消費税の申告相談です。贈与税と相続税の相談はしていません。
社税務署職員による申告相談	2月16日(木)～ 3月15日(水)の平日	9:00～16:00	社税務署 ☎0795-42-0223	土曜日・日曜日の申告相談は実施していません。

【申告に持っていくもの】

- 所得税または市県民税の申告書(用紙が送付された方) ○源泉徴収票(給与所得、年金所得がある方)
 - 配当所得の支払通知書等(上場株式等の配当等に係る配当所得を申告する方) ○所得の計算に必要な帳簿書類
 - 生命保険料、地震保険料等の支払証明書やその他領収書(医療費控除を受けるには医療費の領収書が必要)
 - 国民年金保険料の控除証明書または領収書 ○所得税のお知らせハガキや通知書(送付のあった方) ○印鑑
- ※新たに振替納税を希望される方は、申告者ご本人の通帳またはキャッシュカード・通帳届出印を準備してください。

【今年度から、マイナンバーなど本人確認書類の提示または写しの添付が必要】

- ①マイナンバーカード ②「個人番号通知カード」と「運転免許証等の顔写真付きの身分証明書」
- ③「マイナンバーが記載された住民票」と「運転免許証等の顔写真付きの身分証明書」 など

■写しの添付が必要な場合

確定申告／①加西市民会館で申告 ②税務署で本人以外の家族等が申告 ③税務署へ申告書を郵送

市県民税申告／①加西市民会館、市役所税務課で本人以外の家族等が申告 ②市役所税務課へ申告書を郵送

■所得税の申告について

次の所得がある方は確定申告が必要な場合があります。

- ・自営業、農業などの収入(事業所得、農業所得)
- ・農地や空き地を駐車場に貸したときの収入、アパートや貸間の収入(不動産所得)
- ・土地や建物などを売った収入(譲渡所得)
- ・生命保険契約等の満期保険金等(一時所得)

【サラリーマンの確定申告】

- ・給与を1カ所から受けて年末調整が済んでいる方で、給与所得や退職所得以外の合計所得が20万円を超える場合(20万円以下の場合でも市県民税の申告は必要)
 - ・平成28年中の給与収入金額が2,000万円を超える場合
- ※源泉徴収をされている方で医療費控除、住宅借入金等特別控除などの申告をされると、所得税が還付される場合があります。



【農業所得の申告】

農業所得の収入と支出の内訳については、出荷伝票、振込通知、領収書や購入証明書などの収入金額・支出金額の分かるものや帳簿を基に、事前に項目ごとに分類・集計し、収支内訳書を作成してください。

【譲渡所得、青色申告者、住宅ローン控除などの申告】

土地・建物や株式等を譲渡した所得、青色申告、繰越損失、雑損控除、住宅ローン控除(1年目)、相続税、贈与税のある方は、**社税務署で申告してください。**

【e-Taxで確定申告ができます】

- 自宅のパソコンからインターネットを利用して電子申告(e-Tax)をすることができます。詳しくはe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。
- ・申告期間中は土・日曜日も含め24時間提出が可能。
- ・医療費の領収書や源泉徴収票などの提出等を省略。

■市県民税の申告について

平成 29 年 1 月 1 日現在、市内に住所があり前年中に所得があった方（確定申告をする方、サラリーマン等で確定申告の必要がない方を除く）は市県民税の申告が必要です。特に、国民健康保険に加入の方は、所得によって保険料が軽減される場合がありますので、申告をしてください。なお、公的年金等の収入の合計金額が 400 万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が

20 万円以下の場合、所得税等の確定申告書の提出は不要ですが、市県民税の申告は必要です。

また、公的年金等の収入金額が 400 万円以下の人でも医療費控除や生命保険料控除などがある場合は、市県民税の申告をしないと、それらの控除が計算されずに平成 29 年度の市県民税が計算されることとなりますので注意してください。

■介護保険に係る要介護認定者のおむつ代の医療費控除・障害者控除

【要介護認定者の「おむつ代」の医療費控除】

介護保険法に基づく要介護認定を受けた方の「おむつ代」は、医師の発行する「おむつ使用証明書」があれば医療費控除の対象になります。2 年目以降は、「主治医の意見書」の内容を市が確認し、おむつの使用を証明できる場合は、「おむつ使用証明書」に代わる確認書を発行します。

※詳しくは長寿介護課（☎ 42-8788）にお問い合わせください。

【要介護認定者に係る「障害者控除認定」】

平成 28 年 12 月 31 日現在、要介護認定を受けた方で、「主治医の意見書」により寝たきり状態や重度の認知症状等が 6 カ月以上継続していることが確認できる場合は、申請により市が「障害者控除対象者認定書」を発行します。

確定申告が不要とされている「上場株式等の配当」「源泉徴収選択口座の上場株式の譲渡所得」を確定申告した場合の注意事項

- ・配偶者控除や扶養控除などの判定をする上で、合計所得金額に算入されるため、扶養控除が受けられなくなる場合があります。
- ・国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の金額を計算する所得に算入されるため、課税（料）額が上がる場合があります。



不注意による火災を防ぎましょう

問合せ／北はりま消防本部警防課 ☎0795-48-3072

加西市では、平成 28 年中に 32 件の火災が発生しました。主な出火原因は「たき火（あぜ焼）」「ストーブ」「たばこ」などで、特に「たき火（あぜ焼）」からの火災が多発し、ちょっとした油断により火災が発生するケースも見られます。

一人一人が、慣れから生じる不注意や油断を無くすことにより、多くの火災を未然に防ぐことができます。あなたの不注意から火災を出さないようにしましょう。

■年間の火災件数と死傷者数

	平成 24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
火災件数	23	35	29	28	32
死者数	2	1	1	0	1
負傷者数	10	2	4	5	3

火災予防「3つの習慣」

- ・寝たばこはやめる
- ・ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消す

飛躍の年に「平成29年新年交歓会」

加西市・加西市議会・加西商工会議所共催の「新年交歓会」が 1 月 5 日、健康福祉会館で開催されました。

市内の各種団体の長や企業の経営者のほか、議員や来賓など約 260 人が参加し、新年の門出を祝うとともに、抱負や将来を語り合う中で交流を深めました。

また、そば打ち愛好家グループ「ゆかいな麺々」が温かいそばを提供しました。



加西商工会議所の千石唯司会頭の音頭で乾杯